



2学期が始まり3週間が経ちました。まだまだ暑い日が続きますね。熱中症対策をしっかりととりながら、運動会・体育大会等の行事を行っていきましょう！

諸手当受給権調査について 今年度もご協力ありがとうございました!!



龍郷町では、共同実施協議会を通して各学校長に依頼し、毎年諸手当の受給権調査を行っています。提出していただいた書類は事務支援室内で確認作業を行っていききたいと思います。



なぜ毎年確認をするの？

認定をする際は支給要件を備えているかを確認し、手当額を決定しますが、現状に変更があればその都度審査を行い、手当の取消等を行わなければなりません。手当額が誤って多く支給されていた場合は遡って一括で返納しなければならず、再認定が遅れば経済的に不利益を被る可能性があります。このようなことを未然に防ぐためです。

共済組合員証の検認について

共済組合の被扶養者として認定されている方、つまり職員と同じ保険証を使用している方（ただし、扶養手当の支給対象となっている者、高校生以下の者等は除く）について、被扶養者としての資格が満たされているか確認をするものです。主に収入や在学、同居の状況について証明書類を基に確認します。



なぜ毎年確認をするの？

例えば、要件を満たさない状況になったまま扶養手当を受給したり、資格が喪失した状態にも関わらず被扶養者として保険証を使用したりすると、要件や資格を喪失した時点まで遡って医療費の返還が必要になります。年度をまたぐと、その金額が数十万円、数百万になることもあります。

気になることや、家族の就職・離職、所得の増加等があれば事務職員までお知らせください。

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が上がりました

公立学校共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付及び介護休業給付に準じています。

このたび、雇用保険法賃金日額が変更されたことに伴い、令和6年8月1日以降の休業期間にかかる育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額が、下記のとおり変更されました。

【給付上限日額の変更】

区分	給付上限日額	
	変更前 (令和6年7月休業分まで)	変更後 (令和6年8月休業分から)
育児休業手当金 (100分の50適用の場合)	10,520円	10,697円
育児休業手当金 (100分の67適用の場合)	14,097円	14,334円
介護休業手当金	15,513円	15,778円



注) 1. 給付日額が給付上限日額を上回る場合は、給付上限日額を基に給付額を計算する。

2. 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は、標準報酬日額の100分の67を給付する。

ご存知ですか？お金のおはなし

意外といいお値段がする学校用品。その中でも運動会・体育大会で使用する物品の値段を少しご紹介したいと思います。



- ・リレーバトンアルミ製(6色組)



7,810円(税込)

- ・ミニ雷管100発入

811円(税込)



- ・コーナースト(カラーコーン)65cm



6,380円(税込)

- ・綱引き用ロープ麻(36m×36mm)

101,200円(税込)



- ・玉入れ用紅白玉(紅50個・白50個)



24,970円(税込)

※カタログにより値段は違います

令和6年10月から児童手当制度が変わります



【拡充の内容】

・所得制限の撤廃

(所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象になります)

・支給期間を中学生までから高校生年代までに延長

※高校生年代までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます

・第3子以降の支給額が3万円に引き上げ

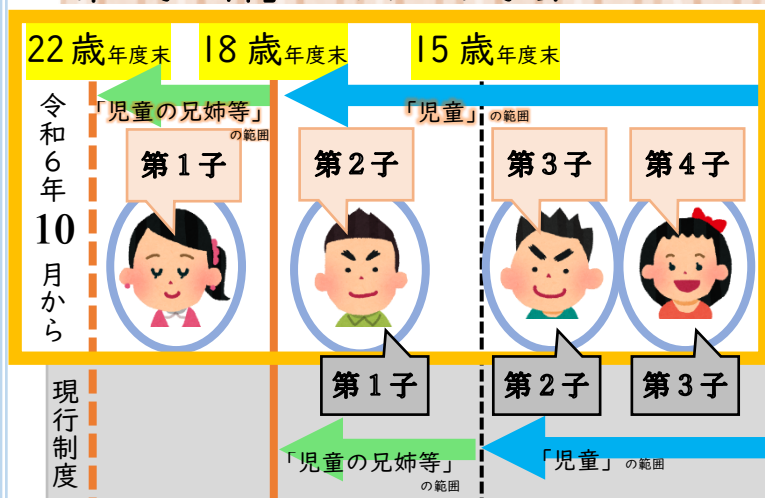
・支給月を年3回から年6回に増加 (偶数月での支給になります) 今年度12月～支給スタート

	現状	
0～2歳	1万5000円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5000円
中学生	1万円	
高校生	なし	
	所得制限あり	



令和6年10月から	
1万5000円	第3子以降 3万円
1万円	
1万円	
1万円	
所得制限なし	

「第3子以降」のカウント方法について

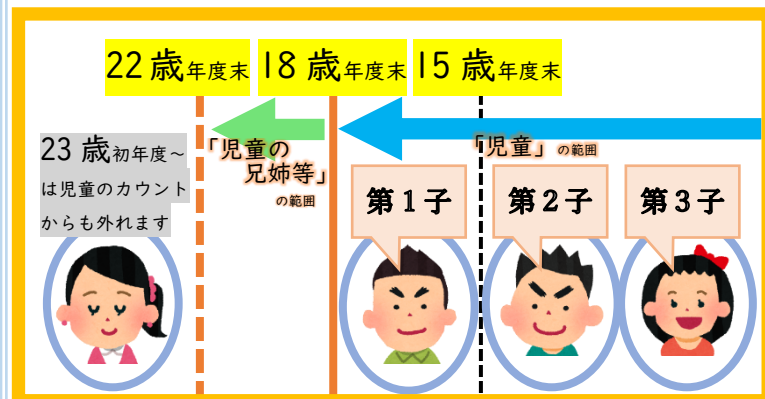


例えば・・・(令和6年10月現在)

第1子	21歳 大学生	0円
第2子	16歳 高校生	10,000円
第3子	10歳 小学生	30,000円
第4子	5歳 未就学児	30,000円

月額合計 70,000円

2年後・・・



カウント無	23歳 大学生	0円
第1子	18歳 高校生	10,000円
第2子	12歳 小学生	10,000円
第3子	7歳 小学生	30,000円

月額合計 50,000円

※児童手当制度改正(拡充)によって必要な事務処理が出てくると思いますが、まだ正式な文書が届いておらず詳しいことがわかりません。わかり次第、ご連絡します。

